○防衛省告示第二百六十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和八年十一月六日次のとおり決定された。

令和八年十一月十日　防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二三	大矢野原・霧島演習場	えびの市	国有	土地：約一、七〇〇平方メートル 陸上自衛隊が施設整備を実施するため追加提供する。 使用期間： 一　年約六週間 二　仮設建物等を設置する場合は、その設置期間

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
2　北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
3　北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
4　北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

二　高度制限

高度約六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年十一月十六日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一　号	横浜市西区戸部本町五二番一から同市西区中央二丁目七九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十日

○近畿地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大薮字長玄田一四六番三地先から同町大字大薮字中島二〇二番まで	前	一七・八六～二八・六〇	〇・一〇〇
	後	一七・三〇～二二・三八	〇・一〇〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	行橋市大字中津熊字古川七三五番一〇から同市大字中津熊字芝原七五七番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十日

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　北海道開発局長　岡下　淳

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道広尾郡広尾町字音調津六九四番一地内	前	二一・一七～二三・二九	〇・〇一五
	後	二一・一七～二六・六四	〇・〇一五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日　北海道開発局長　岡下　淳

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道空知郡南富良野町字幾寅一八四番一から同町字幾寅六八番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　令和八年十一月十日